

高砂市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高砂市犯罪被害者等支援条例（令和4年高砂市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (3) 重傷病 療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者その他これに類する者として市長が認める者をいう。
- (5) 犯罪被害者である市民 犯罪被害を受けた者であって当該犯罪被害を受けた当時に市民であったものをいう。

(支援金の種類及び額)

第3条 条例第7条の支援金（以下「支援金」という。）の額は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金 30万円
- (2) 重傷病支援金 10万円

2 重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、20万円の遺族支援金を支給する。ただし、犯罪被害を受けた日から1年を経過して死亡した場合は、支給しない。

(支援金の支給対象者)

第4条 支援金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族のうち、次項及び第3項の規定により第1順位の遺族となる者

(2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民

2 前項第1号に規定する遺族は、犯罪被害者である市民の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者である市民の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者である市民と生計を一にしていた当該犯罪被害者である市民の子（配偶者の子を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない市民で犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

4 遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（家事援助を行う者の派遣に要する費用の助成）

第5条 条例第8条の家事援助を行う者の派遣に要する費用の助成（以下「ヘルパー派遣費用の助成」という。）の額は、1時間当たり2,500円を上限とする。

2 ヘルパー派遣費用の助成を受けることができる時間は1時間を単位とし、当該時間の合計は48時間以内とする。

3 ヘルパー派遣費用の助成を受けることができる期間は、助成の決定を行った日から6月以内とする。

（ヘルパー派遣費用の助成の範囲）

第6条 ヘルパー派遣費用の助成を受けることができる家事援助の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 調理

(2) 衣類の洗濯

(3) 住居の掃除

(4) 生活必需品の購入

(5) 病院等への通院の介助

(6) その他市長が必要と認める家事援助

- 2 前項各号に掲げる家事援助は、犯罪被害者等の居宅において実施されるものとする。ただし、同項第4号及び第5号に掲げる家事援助については、この限りでない。

(ヘルパー派遣費用の助成の対象者)

第7条 ヘルパー派遣費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

- (1) 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民
- (2) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である市民であって、当該犯罪被害者である市民が当該犯罪行為を受けた当時当該犯罪被害者である市民と同居していたもの
- (3) 犯罪行為により死亡し、又は重傷病を負った犯罪被害者である市民の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹である市民であって、当該犯罪被害者である市民が当該犯罪行為を受けた当時当該犯罪被害者と生計を一にしていたもの

(一時保育に要する費用の助成)

第8条 条例第8条の一時保育に要する費用の助成（以下「一時保育費用の助成」という。）の額は、犯罪被害者等の就学前の子1人につき1日当たり3,000円を上限とする。

- 2 一時保育費用の助成を受けることができる日数は、6日以内とする。
- 3 第5条第3項の規定は、一時保育費用の助成について準用する。

(一時保育費用の助成の対象者)

第9条 一時保育費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、第7条の規定によりヘルパー派遣費用の助成を受けることができる者であって、当該犯罪被害者等の就学前の子を監護するものとする。

(市営住宅への入居における特別の配慮)

第10条 条例第9条の市営住宅への入居における特別の配慮（以下「市営住宅入居の特別配慮」という。）とは、市営住宅への一時的な入居の措置をいう。

- 2 市営住宅入居の特別配慮を受けることができる期間は、当該市営住宅への一時的な入居をした日の属する月から3月以内とする。

(市営住宅入居の特別配慮の対象者)

第11条 市営住宅入居の特別配慮を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号のいずれにも該当する市民とする。

- (1) 第7条各号のいずれかに該当する市民

(2) 次のいずれかに該当する市民

ア 従前の住居又はその付近において犯罪行為が行われたために当該住居に居住し続けることが困難となったと認められる市民

イ 犯罪行為により従前の住居が滅失し、又は著しく損壊したために当該住居に居住することができなくなった市民

ウ 二次的被害を受けたため、従前の住居に居住し続けることが困難となったと認められる市民

エ その他市長が認める市民

(家賃の助成)

第12条 条例第9条の新たに入居する賃貸住宅の家賃の助成（以下「家賃の助成」という。）の額は、1月につき、当該賃貸住宅の1月当たりの家賃の月額の2分の1に相当する額（その額が3万円を超えるときは、3万円）とし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 家賃の助成を受けることができる期間は、新たに賃貸住宅に入居をした日の属する月の翌月（当該入居をした日が月の初日であるときは、当該入居をした日の属する月）から6月以内とする。

(家賃の助成の対象者)

第13条 家賃の助成を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号のいずれにも該当する市民とする。

(1) 第7条各号のいずれかに該当する市民

(2) 第11条第2号アからエまでのいずれかに該当する市民

(3) 新たに賃貸住宅に入居し、当該賃貸住宅の家賃を負担する市民

(転居費用の助成)

第14条 条例第9条の転居に要する費用の助成（以下「転居費用の助成」という。）の額は、18万円を上限とする。

2 転居費用の助成を受けることができる転居に要する費用は、引越しに係る費用その他市長が必要と認める費用とする。

(転居費用の助成の対象者)

第15条 転居費用の助成を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号のいずれにも該当する市民とする。

(1) 第7条各号のいずれかに該当する市民

- (2) 第11条第2号アからエまでのいずれかに該当する市民
- (3) 新たな住居に転居し、当該転居に要する費用を負担する市民
(支給及び助成の申請等)

第16条 支援金の支給、ヘルパー派遣費用の助成、一時保育費用の助成、市営住宅入居の特別配慮、家賃の助成及び転居費用の助成（以下「支援等」という。）を受けようとする者は、市長の定めるところにより、申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、当該申請に係る犯罪行為による死亡又は重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、当該期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による申請は、一の犯罪被害につき、それぞれ1回に限り行うことができる。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、支援等の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(支援等を行わないことができる場合等)

第17条 第3条から第15条までの規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援等を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者である市民と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
 - (2) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発し、又は容認したとき、その他当該犯罪被害につき犯罪被害者である市民にもその責めに帰すべき行為があったとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情により、支援等を行うことが社会通念上適切でないとき。
- 2 前項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により支援等を行わないことが社会通念上適切でない認められる特段の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、支援等を行うものとする。

(支援等の決定の取消し等)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段により支援等を受けた者がいるとき、又は支援等を行った後においてその者が支援等の対象者に該当しないことが判明したときは、支援等の決定を取り消し、支給した支援金又は助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(支援等の調整)

第19条 市長は、犯罪被害者等が他の地方公共団体からこの規則による犯罪被害に係る犯罪被害者等に対する支援等と同等の支援を受けた場合で、他の犯罪被害者等との権衡上必要があると認めるときは、当該犯罪被害に係る当該犯罪被害者等に対する支援等の額並びに支援等を受けることができる時間、日数及び期間について、必要な調整を行うことができる。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害について適用する。